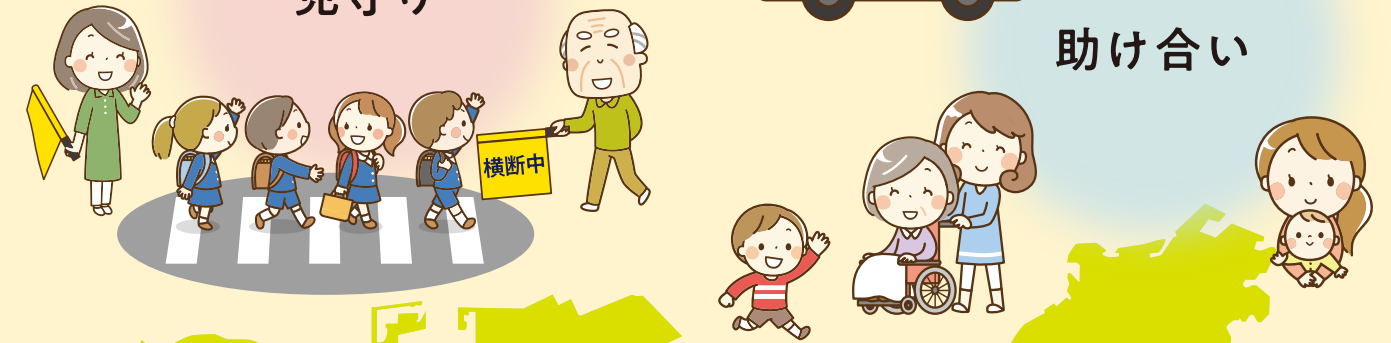
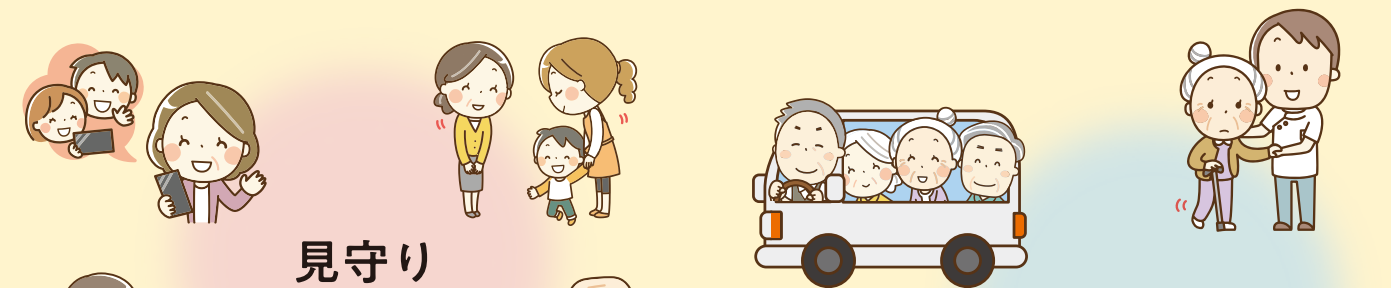




「みんなが安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」

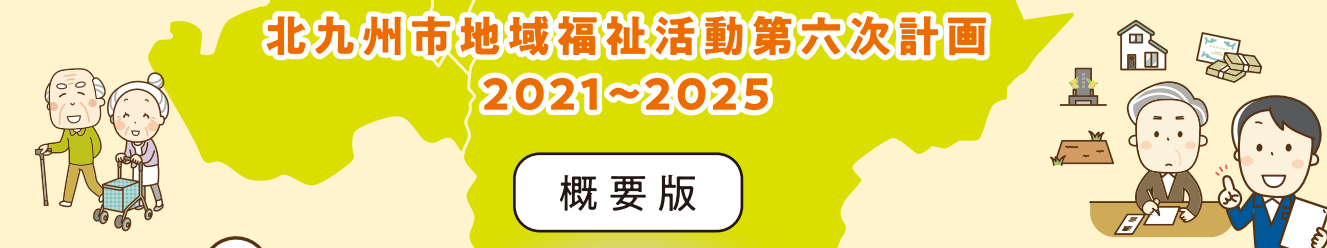
北九州市社会福祉協議会					
総務部	総務課・財務企画課	TEL	882-4401	FAX	882-3579
施設部	ウェルとばた管理課	TEL	871-6042	FAX	871-6043
	ウェルとばた総合案内	TEL	871-7200	FAX	871-7211
地域福祉部	地域支援課	TEL	882-4425	FAX	873-1351
	各区事務所	※下記に記載			
生活支援部	生活福祉課・自立支援課	TEL	873-1296	FAX	873-1351
	権利擁護課（権利擁護・市民後見センター「らいと」）	TEL	882-4914	FAX	882-2266
	生活福祉資金相談コーナー	TEL	882-4405	FAX	871-4585
ボランティア・市民活動センター	活動推進課	TEL	881-0110	FAX	881-9680
	研修課（社会福祉ボランティア大学校）	TEL	881-6321	FAX	881-6306
北九州シニアネットワークアカデミー	年長者研修大学校 周望学園	TEL	591-2626	FAX	591-2629
	年長者研修大学校 穴生学園	TEL	645-6688	FAX	645-6661
	穴生ドーム	TEL	645-6691	FAX	645-6661

区事務所（区社会福祉協議会）					
門司区	事務所（門司区社会福祉協議会）	TEL	331-3688	FAX	331-5994
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	322-2966	FAX	331-5994
小倉北区	事務所（小倉北区社会福祉協議会）	TEL	571-5452	FAX	571-9553
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	562-2051	FAX	562-2051
小倉南区	事務所（小倉南区社会福祉協議会）	TEL	951-5388	FAX	951-5391
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	951-5220	FAX	951-5391
若松区	事務所（若松区社会福祉協議会）	TEL	761-3422	FAX	761-3660
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	761-2208	FAX	761-3660
八幡東区	事務所（八幡東区社会福祉協議会）	TEL	681-6601	FAX	681-6013
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	662-0911	FAX	662-5671
八幡西区	事務所（八幡西区社会福祉協議会）	TEL	642-5035	FAX	642-5077
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	642-0407	FAX	642-5077
戸畑区	事務所（戸畑区社会福祉協議会）	TEL	871-3259	FAX	881-8557
	社協ボランティア・市民活動センター	TEL	881-8555	FAX	881-8557

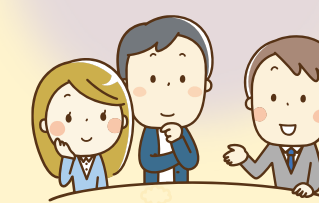


北九州市地域福祉活動第六次計画
2021~2025

概要版

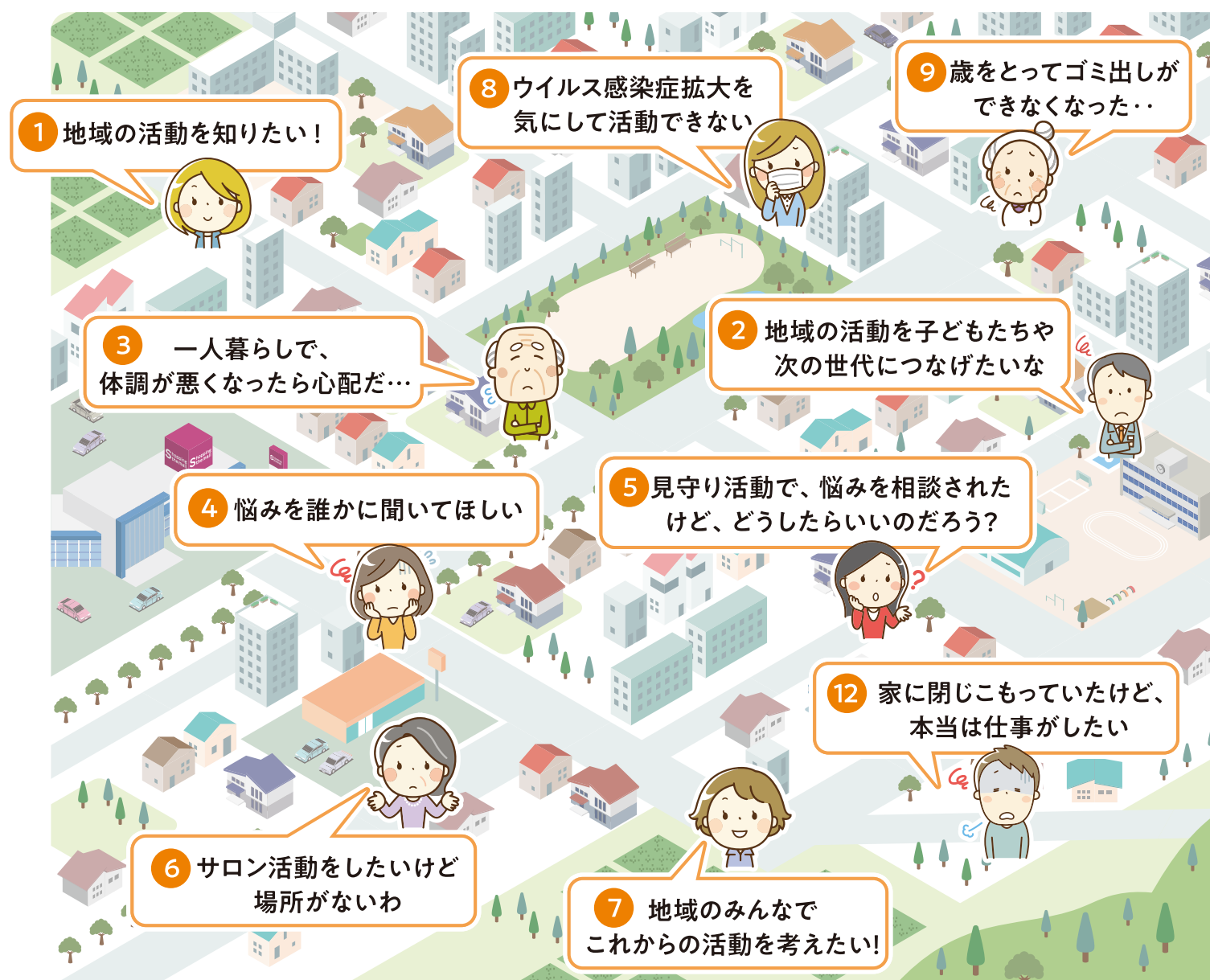


話し合い



「地域」で「共」に「生」きる「社会」へ

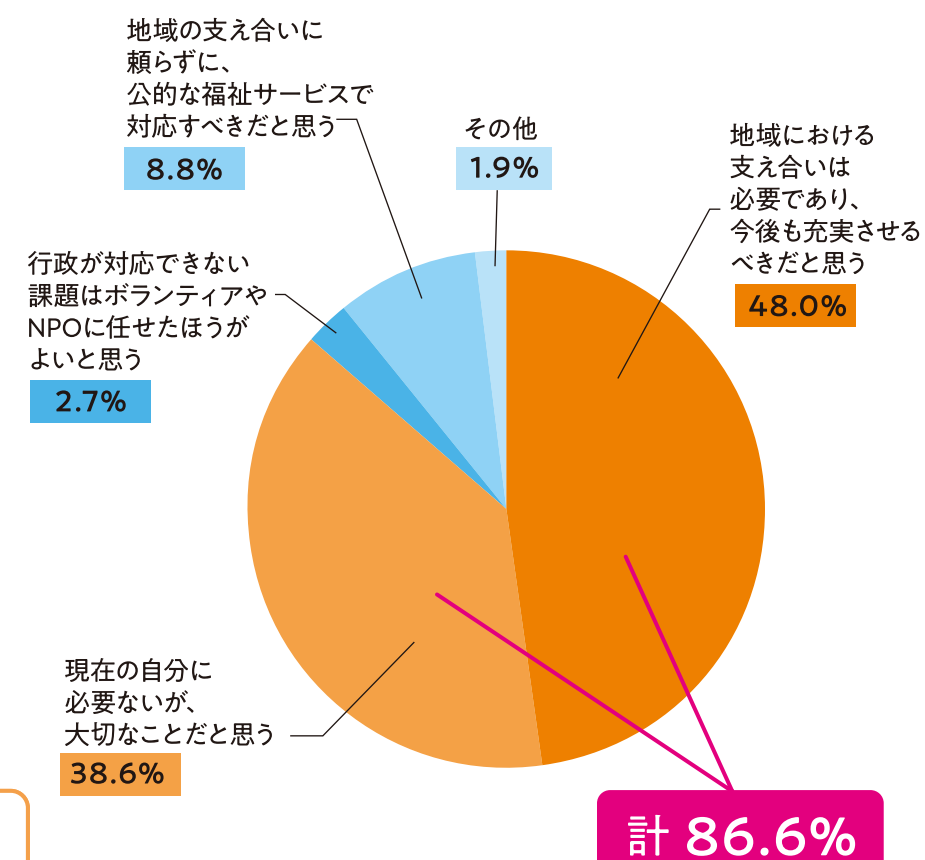
いま、地域にはこんな困りごとや願いを抱えたひとがいます



住民みんなの困りごとや願いを解決するために…

“地域福祉”が必要とされています！

令和元年に北九州市が実施した「地域福祉に関する市民意識調査では」、地域における支え合いが必要または大切であると感じている人は85%を超えています。



※地域福祉に関する市民意識調査

「地域共生社会の実現」が求められています

「地域共生社会」とは、制度・分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

本計画は、この実現を目指して改正された社会福祉法の内容を踏まえて策定しており、地域生活の中にある困りごとを見つけ、話し合い、解決するしくみの充実を目指しています。

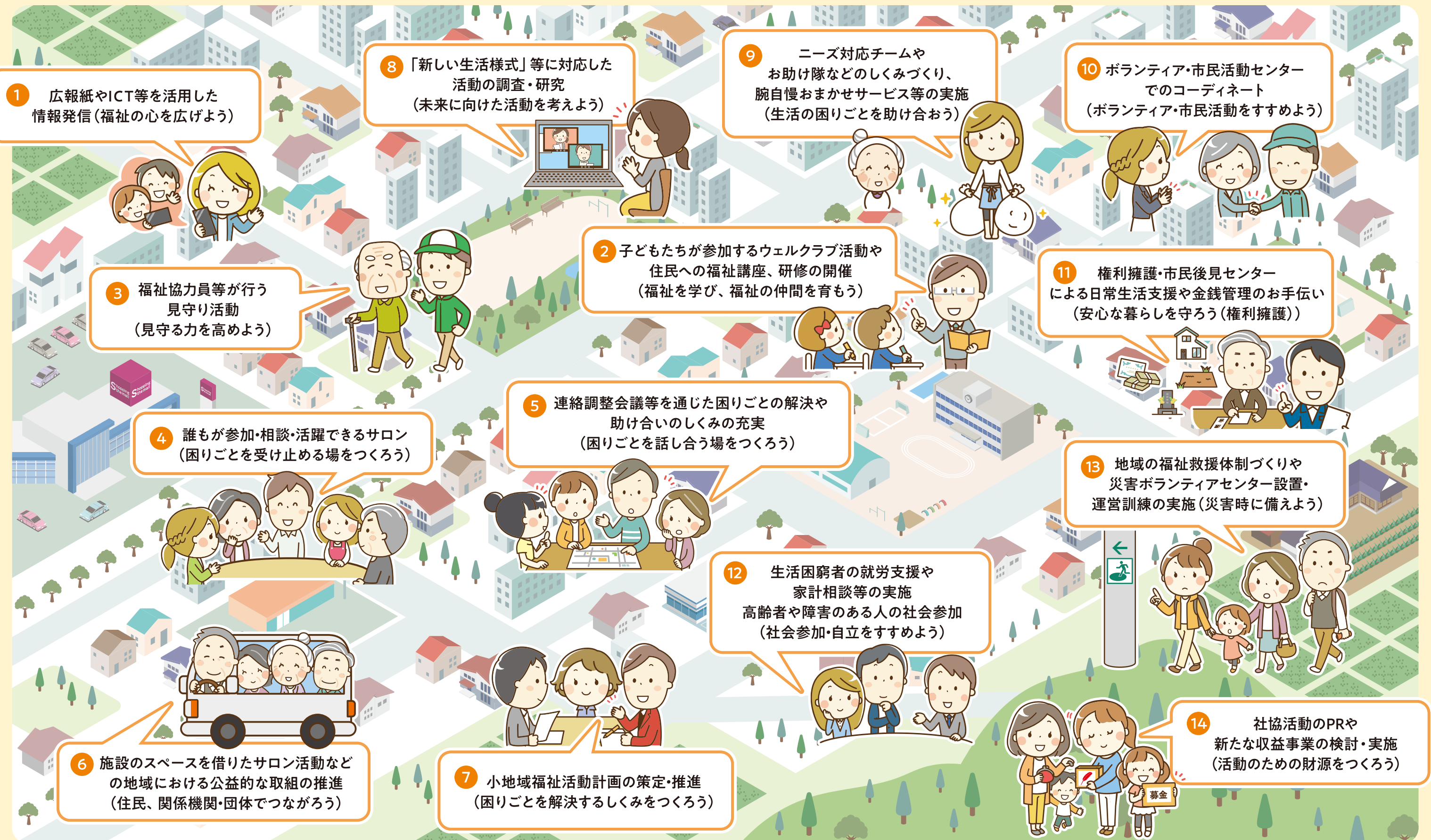
北九州市の挑戦「SDGs未来都市のトップランナーへ」

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された世界の開発目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」などの17のゴール、169のターゲットから構成されています。

北九州市は、「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向けた取り組みを推進しています。



「地域共生！きたきゅうプラン」をみんなですすめ、 「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を実現しよう！



地域福祉って何だろう？

地域福祉とは、一人ひとりが地域において、安心して暮らすことができるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会における地域生活課題の解決に取り組むことです。

地域福祉は社会福祉協議会だけで実践できるものではなく、包括的な支援体制の構築や社会福祉施設の地域における公益的な取組など、住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設、行政などの関係機関・団体が協働し、連携していく必要があります。

地域福祉活動計画ってどんな計画？

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけ、地域に暮らす住民一人ひとりが地域福祉を担う一員として、自分のまちについて考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくことを目的として策定する、住民みんなの計画です。

計画の性格

- 地域社会の福祉課題解決のための多様な主体による行動計画
- 住民に身近な小地域を原点とする計画
- 社会福祉協議会の活動指針となる計画
- 行政計画（北九州市の地域福祉2021～2025）を行政と協働して促進する計画

計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5ヶ年間の計画です。

計画の推進主体

本計画は、社会福祉協議会が中心となって、「私たち」地域住民の主体的な参加のもと、構成団体をはじめ地域福祉に関係ある機関・団体と協働しながら計画的に進めます。

基本理念 『みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり』

「3つの基本目標と14の基本項目」

基本目標Ⅰ



福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう～見守りのしくみの充実～

困りごとに気付き、受け止める見守り活動や場づくり（サロン活動など）の推進を図り、福祉教育や広報啓発の充実に取り組めます。

基本項目

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 福祉の心を広げよう | ② 福祉を学び、福祉の仲間を育もう |
| ③ 見守る力を高めよう | ④ 困りごとを受け止める場をつくろう |

基本目標Ⅱ



住民、関係機関・団体のネットワークで、困りごとを話し合おう～話し合いのしくみの充実～

地域の困りごとを話し合うしくみ「連絡調整会議」の充実に取り組み、様々な関係機関・団体の参画促進を図ります。また、小地域福祉活動計画の策定を推進します。

基本項目

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ⑤ 困りごとを話し合う場をつくろう | ⑥ 住民、関係機関・団体でつながろう |
| ⑦ 困りごとを解決するしくみをつくろう | ⑧ 未来に向けた活動を考えよう |

基本目標Ⅲ



一人ひとりの困りごとを助け合おう～助け合いのしくみの充実～

住民主体の助け合いのしくみづくりや充実に取り組むとともに、生活困窮者自立相談支援事業や地域福祉権利擁護事業といった既存のしくみの充実にも取り組みます。

基本項目

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ⑨ 生活の困りごとを助け合おう | ⑩ ボランティア・市民活動をすすめよう |
| ⑪ 安心な暮らしを守ろう（権利擁護） | ⑫ 社会参加・自立をすすめよう |
| ⑬ 災害時に備えよう | ⑭ 活動のための財源をつくろう |